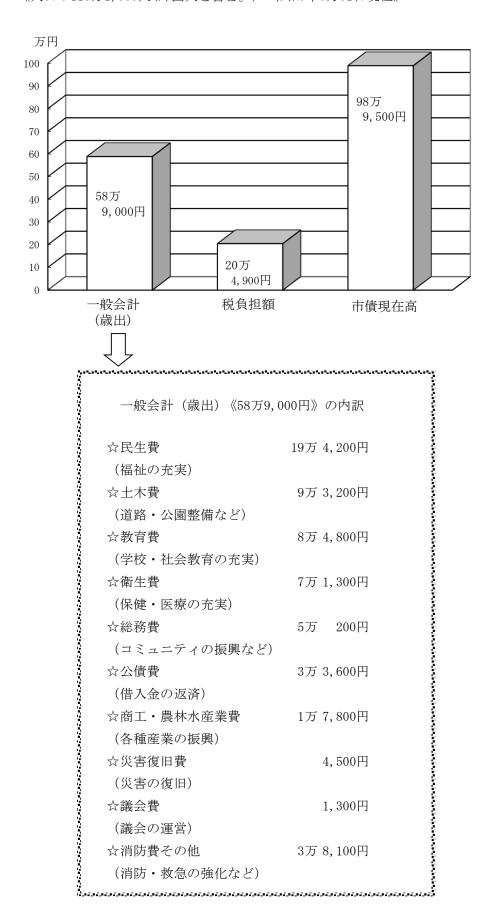
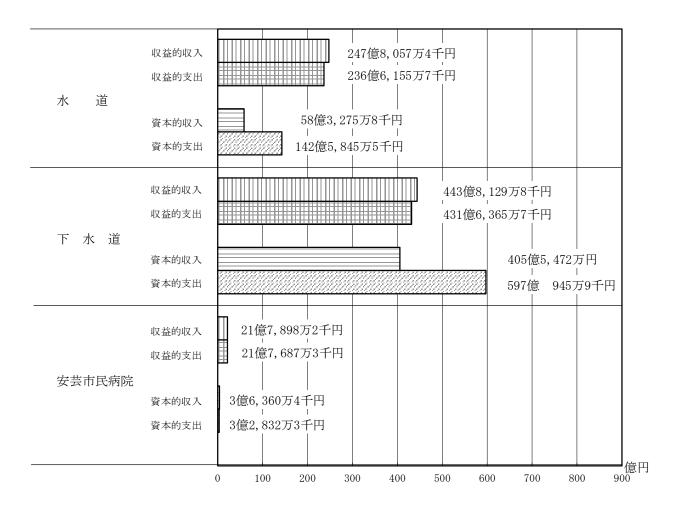
6 市民1人当たりの金額

《人口:118万1,868人(外国人を含む。) 令和5年3月31日現在》



7 企業会計の決算



==== 用 語 解 説 ==

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す。
- ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、 企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。

なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価 償却費などで補塡する。

8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率)について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」(公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」)を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の令和4年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していない。

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

				(十)上 , /0/
区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令 和 4 年 度	 (実質赤字は生じていない)	—— (同左)	9.8	164. 8
早期健全化基準 (自主的かつ計画的に財政の健全化 を図ることが必要となる基準)	11. 25	16. 25	25. 0	400.0
財 政 再 生 基 準 (自主的な財政の健全化が 困難とみなされる基準)	20.00	30.00	35. 0	

- ※ 実質赤字比率:一般会計等(一般会計と母子父子寡婦福祉資金貸付など7つの特別会計)を対象とした実質 赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 連結実質赤字比率:全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 実質公債費比率:一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ※ 将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(2) 資金不足比率

(単位:%)

	区 分	資金不足比率
特別会計名	中央卸売市場、国民宿舎湯 来ロッジ等、開発、水道、 下水道、安芸市民病院	 (いずれの会計についても 資金不足は生じていない)
	営 健 全 化 基 準 営企業において早期健全化 になるとみなされる基準)	20.00

※ 資金不足比率:公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(3) 健全化判断比率等の推移

(単位:%)

区分	H25	26	97	28	29	30	R元	9	2	1
	1120	20	21	20	49	50	K/L	۷	J	7
実質公債費比率	15. 6	15. 4	15.0	14. 7	13.8	13. 1	12. 4	11.7	10. 9	9.8
将来負担比率	228. 2	228. 0	223. 9	222. 8	199. 6	190. 4	183. 7	174.7	158. 9	164.8

- 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれの年度においても実質赤字は生じていない。
- ・ 資金不足比率については、対象となる全ての特別会計について、いずれの年度においても資金不足は生じていない。

===== 用 語 解 説 =

◎ 各比率について

実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

- 一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。 この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

一般会計等の実質赤字額 実質赤字比率 =

連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

連結実質赤字額 連結実質赤字比率 = 標準財政規模

実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。 この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由 度が下がることになる。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 実質公債費比率 =

(3か年平均)

※ 準元利償還金:公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

• 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。 この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

将来負担額-

将来負担比率 = (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標進財政規模-

資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】 公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

資金の不足額 資金不足比率 = 事業の規模

◎ 各基準について

早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準

4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)のうち一つでも基 準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

• 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定 しなければならない。

• 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。
この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

Ⅱ 令和5年度の財政状況

1 予算の執行状況(令和5年9月30日現在) (1) 一般会計

歳入

区 分	当初予算額	繰 越 額	補 正 額	予算現額(A)	収入済額(B)	B / A × 100
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円		
市税	246620897			246620897	130439815	52. 9
地 方 譲 与 税	3407003			3407003	1019293	29. 9
利 子 割 交 付 金	95397			95397	38712	40.6
配当割交付金	1401765			1401765	242520	17. 3
株式等譲渡所得割交付金	1167530			1167530		
分離課税所得割交付金	222990			222990		
法人事業税交付金	3196609			3196609	1619613	50. 7
地方消費税交付金	32180000			32180000	16951129	52. 7
ゴルフ場利用税交付金	56573			56573	22481	39. 7
環境性能割交付金	537000			537000	190657	35. 5
軽油引取税交付金	5245000			5245000	2145684	40. 9
国有提供施設等所在市町村助成交付金	31622			31622		
地方特例交付金	1800000			1800000	1748529	97. 1
地 方 交 付 税	63500000			63500000	44005757	69. 3
交通安全対策特別交付金	289000			289000	119398	41. 3
分担金·負担金	8480938	11033		8491971	1341520	15.8
使用料・手数料	11713135			11713135	5567795	47. 5
国 庫 支 出 金	143368414	23962764	9889831	177221009	58690014	33. 1
県 支 出 金	34729284	2914278	810751	38454313	3383968	8.8
財 産 収 入	2165099			2165099	519619	24. 0
寄 附 金	1567587		7700	1575287	325998	20. 7
繰 入 金	12318313	4894030	492633	17704976	1810000	10. 2
繰 越 金	1	2007473		2007474	3917399	195. 1
諸 収 入	38864512	51055	△60000	38855567	4757966	12. 2
市 債	56634000	25032700	2083500	83750200	2000000	2. 4
歳 入 合 計	669592669	58873333	13224415	741690417	280857867	37. 9

歳出

//汉口	<u> </u>															
	区		分		当初音	予算	類 繰 湯	越	預	補	正額	予算基	見額(C)	支出済	額 (D)	$D/C \times 100$
					億	万 =	千円 億	万	千円	億	万 千円	億	万 千円	億	万 千円	%
議		会		費	16	29510)					16	29510	7	70544	47. 3
総		務		費	521	75685	28	0892	0	22	54403	572	39008	210	95385	36. 9
民		生		費	2259	77366	20	9488	5	65	14003	2345	86254	945	94421	40. 3
衛		生		費	700	65951	108	3785	7		1638	809	05446	307	64014	38. 0
農	林 水	産	業	費	46	48270	3	9884	8	4	62266	55	09384	16	31204	29. 6
商		工		費	157	66844	21	8900	1	19	65567	199	21412	114	20546	57. 3
土		木		費	1020	42771	347	0822	5	18	08621	1385	59617	595	29417	43. 0
消		防		費	144	30754	3	7381	6	Δ	12300	147	92270	59	15811	40.0
教		育		費	1052	01150	31	7147	6		11117	1083	83743	433	18190	40.0
災	害	復	旧	費	8	85531	22	9030	5	2	35100	34	10936	6	85202	20. 1
公		債		費	390	49836						390	49836		681	0.0
諸	支	Н	4	金	373	19001						373	19001			
予		備		費	4	00000				Δ	16000	3	84000			
Ī,	歳 出	合	計		6695	92669	588	7333	3	132	24415	7416	90417	2697	25415	36. 4

(注)予備費支出については、補正額に含む。

(2) 特別会計

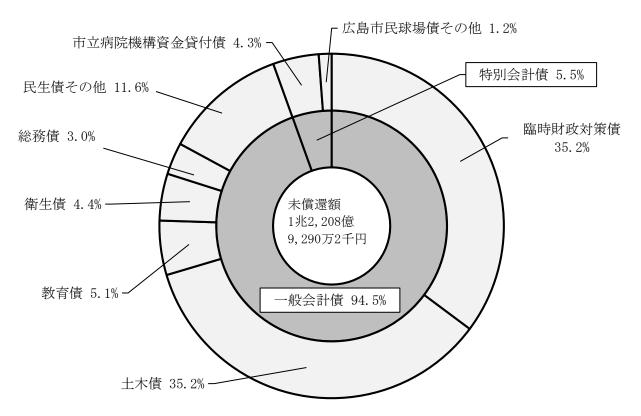
					執	行	状	兄
会 計 名	当初予算額	繰越額	補 正 額	予算現額	歳	入	歳	出
					収入済額	収入率	支出済額	執行率
ロフハフ崇拝	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%	億 万 千円	%
母子父子寡婦 福祉資金貸付	1070997			1070997	1403575	131. 1	93658	8. 7
物 品 調 達	42095			42095	29408	69. 9	29126	69. 2
公 債 管 理	128758550			128758550	16195000	12. 6	38279341	29. 7
広島市民球場	1529398			1529398	158172	10. 3	30035	2.0
用地先行取得	529000			529000	339	0. 1		
西 風 新 都	1007212			1007212	99961	9. 9	1223	0.1
後期高齢者医療	17722264			17722264	5667519	32.0	5260053	29. 7
介 護 保 険	109849811		41802	109891613	43134686	39. 3	43188344	39. 3
国民健康保険	103537241		117568	103654809	39631224	38. 2	41991294	40.5
競輪	23304281			23304281	7765359	33. 3	5012931	21.5
中央卸売市場	3212712			3212712	736510	22. 9	993689	30. 9
国民宿舎湯来ロッジ等	59595	2900		62495			2998	4.8
駐 車 場	651799	1496		653295	148993	22.8	51645	7. 9
開発	1038355			1038355	16510	1.6	4156	0.4
市立病院機構 資 金 貸 付	5768696			5768696	1806369	31. 3		
元宇品町財産区	7730			7730	26812	346. 9		
高南財産区	154			154	683	443. 5		
三入財産区	451			451	5809	1, 288. 0	26	5.8
小河内財産区	199			199	5074	2, 549. 7	19	9. 5
砂谷財産区	352			352	10697	3, 038. 9	20	5. 7
合 計	398090892	4396	159370	398254658	116842700	29. 3	134938558	33. 9

2 市有財産の状況(令和5年9月30日現在)

土		地	5, 126万9, 201. 63	m²
建		物	406万8, 263. 72	m²
工	作	物	7万3,940	件
立	木	竹	68万8,504.50	m³
積	立.	金	1, 364億9, 775万3日	千円
そ	の	他	1,056億1,337万7日	千円

3 市債及び一時借入金 (一般会計及び特別会計) の状況

(1) 市債(令和5年9月30日現在)



(2) 一時借入金 (令和5年9月30日現在)

 区分
 限度額
 現在高

 一般会計
 900

(注) 令和5年4月から9月までの間に、一時借入れは行っていない。